

習志野市

スポーツ施設ネーミングライツパートナー募集要項

令和8年7月1日

1. 目的

習志野市では、自主財源を確保し、スポーツ施設の維持管理等に充てることで市民サービスの向上を図るために、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2. メリット（愛称の使用期間中）

- (1) 広報習志野や市ホームページ、パンフレットなど印刷物（使用開始後に作成）の施設の名称に、原則、愛称を使用します。
- (2) パートナーと愛称が決定した後に、マスコミへのプレスリリースや定例記者会見などで発表します。
- (3) パートナーは、自身のホームページなどで本市のパートナーであることをPRできます。

※ 施設の優先使用権の付与はありません。

3. 対象施設（3施設）

(1) 習志野市秋津サッカー場

所在地	習志野市秋津3-7-3（秋津総合運動公園内）
竣工年月	昭和57年2月
施設概要	サッカーコート1面（人工芝）
収容能力	観覧席約2,100人
付属設備	ナイター照明4基、スコアボード（手掛け式）、研修室4室（宿泊可）
年間利用者数	令和7年度：3,925人、令和6年度：8,192人 令和5年度：7,245人 （令和7年度は人工芝化工事のため、利用停止期間あり。 令和8年度より人工芝化に伴い、利用コマ数が拡大した。また、 全面利用の他に、1/2面、1/4面での利用も可能）
主な利用実績	[サッカー]日本代表(男子・女子・ユースなど)の練習、なでしこリーグ、JFL公式戦、千葉県リーグ戦、市民リーグ戦 [アメフト]Xリーグ [その他]かけっこ教室など

(2) 習志野市秋津野球場

所在地	習志野市秋津3-7-2 (秋津総合運動公園内)
竣工年月	昭和59年3月
施設概要	野球場1面 (内野:黒土、外野:天然芝)
収容能力	約10,000人 (バックスタンド観覧席1,800人、 内野芝スタンド3,000人、 外野芝スタンド5,200人)
付属設備	フルカラーLEDスコアボード (平成26年度設置)
年間利用者数	令和7年度:7,283人、 令和6年度:8,410人 令和5年度:7,070人
主な利用実績	[野球]プロ野球独立リーグ、少年・一般の市内大会、高校野球千葉県大会、リトルシニア日本選手権 [ソフトボール]WBSC世界女子ソフトボール選手権大会 (平成30年8月)、日本女子ソフトボールリーグ

(3) 習志野市東部体育館

所在地	習志野市東習志野3-4-5
竣工年月	平成6年8月 (平成29年度に大規模改修実施)
施設概要	メインアリーナの広さは、バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面、バドミントンコート8面 など
収容能力	約200人
付属設備	クライミングウォール (アリーナ壁面)、トレーニング室、講習室
年間利用者数	令和7年度:87,484人、 令和6年度:87,455人 令和5年度:83,787人
主な利用実績	高校クライミング大会、視覚障がい者クライミング世界選手権大会、各競技種目の市民大会や体験教室 など

4. 募集概要

(1) 応募資格

「習志野市広告掲出の取扱いに関する基本要綱第3条各号」に該当しないものとします。

(2) 応募条件

- ①応募は、法人に限ります。
- ② 最低金額（消費税含む。）／1施設（年額）
 - ・秋津サッカー場：1,500,000円
 - ・秋津野球場：1,500,000円
 - ・東部体育館：500,000円
- ③契約期間：令和9年4月1日～令和11年3月31日まで（2年間）
- ④愛称使用開始時期は、令和9年4月1日を予定しています。

5. ネーミングライツの条件

- (1) 募集する名称は、施設の「愛称」であり、条例で定められた名称は変更しません。
- (2) 愛称は、「習志野市広告掲出の取扱に関する基本要綱第3条第1項」を満たし、市民や利用者が親しみやすく、施設の設置目的がイメージできるものとしてください。
- (3) 提案いただいた愛称の、一部修正をお願いする場合があります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更は不可とします。
- (5) 愛称の表示可能箇所は、「施設看板、HP、予約システム、広報、刊行物など」とします。
- (6) ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次の表のとおりとします。

区 分	市など	パートナー
施設の看板の表示変更		○
新規の看板設置		○
契約期間終了後（解除後）の原状回復		○
市及び指定管理者等が作成するパンフレットなどの印刷物、ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※看板の表示変更、新規の看板設置は、市との協議により決定します。

- (7) 愛称使用開始後、催事や周知などのために、本市の判断において愛称と正式名称を併記または正式名称を使用する場合があります。

6. 愛称使用開始までの全体スケジュール（予定）

募集期間	令和8年7月1日～8月3日
優先候補者の選考期間	令和8年8月中旬
優先候補者との交渉期間	令和8年8月下旬～9月中旬
契約締結	令和8年10月頃
愛称使用開始時期（予定）	令和9年4月1日

7. 申込方法

（1）提出書類・受付期間

[令和8年7月1日（水）～8月3日（月）]

①習志野市ネーミングライツ取得申請書

（ネーミングライツ取得を希望する施設、1施設につき1枚提出してください。）

②登記事項証明書（過去3か月以内の発行に限ります。）

③別紙 習志野市ネーミングライツ取得申請書の提出に係る提案書

[令和8年7月1日（水）～7月17日（金）]

④質問書

（希望する場合のみ、任意の様式で、メールによる提出をお願いします。）

※メール送信後、受信確認の電話をお願いします。

※全ての質問と回答内容を、7月23日（木）頃に市ホームページへ掲載します。

（2）提出先・提出方法（ネーミングライツ取得申請書・登記事項証明書・提案書）

①習志野市教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 市庁舎2階

E-mail syosupo@city.narashino.lg.jp

②提出は、生涯スポーツ課へ持参とし、平日9時～16時となります。

③提出される日時について、事前に連絡をください。

（3）留意事項

①提出後の書類の変更は不可とし、返却はできません。

②提出後の辞退は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- ③習志野市暴力団排除条例に基づき、習志野警察署に意見照会することがあります。
- ④習志野市情報公開条例に基づき、情報を開示する場合があります。

8. 選定方法

- (1) パートナーは、申請者の中から習志野市広告掲出審査委員会において、審査を行い、総合的な評価が高い法人を優先候補者として選定します。
- (2) 選定にあたっては、「習志野市広告掲出に係る運用基準」及び「習志野市広告掲出に係る広告主の決定基準」に基づき審査し、ネーミングライツ料、応募施設数、愛称、提案書などを総合的に判断し、決定します
- (3) 応募者が1者の場合も、パートナーとして相応しいか審査します。
- (4) 優先候補者が決まり次第、応募者全員に「習志野市ネーミングライツ付与（非付与）決定通知書」により、結果を通知します。
- (5) 優先候補者との交渉がまとまらない場合、打ち切りを本市で判断した上で、次点の優先候補者と交渉します。

9. パートナーの決定

- (1) 交渉の結果、双方の合意によりパートナーの決定とし、契約を締結します。
- (2) 契約締結後、広報習志野や市ホームページにおいて、「パートナーの概要、愛称、ネーミングライツ料、契約期間」などを掲載します。

10. 支払時期

毎年度、4月頃に納入書を送付しますので納付期限内（送付から約30日以内）に指定金融機関にて支払いいただきます。

11. ネーミングライツ料の用途

各施設のネーミングライツ料の一部を、当該施設の維持管理運営費として活用します。

12. 契約解除

- (1) 審査中及び契約期間中に、募集要項「4（1）応募資格」の要件を満たさ

ないことが明らかな場合など、パートナーであることが適当でないと思
められる場合は、手続き及び契約を解除することがあります。

(2) 契約を解除した場合、原状回復費用はパートナーが負担します。

13. 契約の変更

市及びパートナーは、施設の大規模改修や災害等その他やむを得ない事
由により、契約の履行が困難であると認められる場合は、双方協議の上、
契約の内容を変更することができます。

14. 問合せ先

習志野市教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 市庁舎2階

平日 8:30~17:15

TEL: 047-453-7378

E-mail: syosupo@city.narashino.lg.jp